

一時停止場所



駐車場出入口



見通しの悪い交差点



必ず

止まって、安全確認！



悪質・危険な自転車運転者は、「自転車運転者講習」を受けなければなりません。

特定の「危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

自転車運転者講習の対象となる危険行為



- ◆ 信号無視
- ◆ 通行禁止違反
- ◆ 通行区分違反
- ◆ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ◆ 環状交差点安全進行義務違反等
- ◆ 歩行者用道路における車両の義務違反



- ◆ 指定場所一時不停止等
- ◆ 交差点安全進行義務違反等
- ◆ 交差点優先車妨害
- ◆ 歩道通行時の通行方法違反
- ◆ 遮断踏切立入り



- ◆ 酒酔い運転
 - ◆ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
 - ◆ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）
 - ◆ 安全運転義務違反
- ※傘さし運転等で事故を起こした場合も安全運転義務違反になることがあります。

静岡県では、自転車利用者は自転車保険に加入しなければなりません。静岡県自転車条例（第11条第1項）

自転車安全整備士が点検整備した自転車に付帯する保険もあります



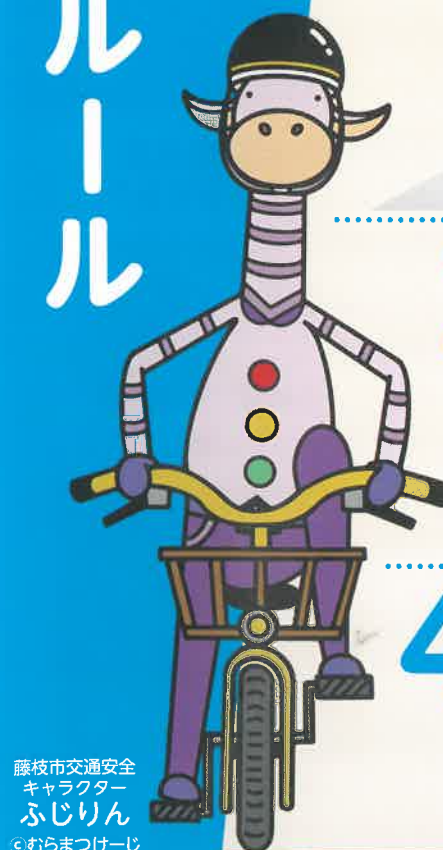
付帯保険の補償内容

- 賠償責任補償 [死亡・傷害] 限度額1億円(示談交渉サービス付)
- 傷害補償 [死亡・重度後遺障害] 一律50万円
- [入院15日以上] 一律5万円

TSマークが貼付されている自転車に搭乗中事故に遭った場合、傷害保険が適用されます。点検から1年間有効です。



自転車の安全な乗り方とルール

藤枝市交通安全キャラクター ふじりん
©むらまつけーじ1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は「軽車両」と位置づけられています。

車道左側を通行



路側帯も左側を通行



歩道を走ることができる場合

- ◆ 普通自転車に乗って通行できることを示す標識がある場合
- ◆ こども（13歳未満）や70歳以上の方が運転している場合
- ◆ 車道通行に支障がある障害を有する場合
- ◆ 道路工事や駐車車両が多いなど、交通の状況から見てやむを得ない場合



歩道は歩行者優先

- ◆ 走る場所⇒車道寄りか指定された部分をすぐ止まれる速さで走らなければなりません。
- ◆ 歩行者の通行の妨げとなる時⇒一時停止しなければなりません。

2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認



3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用



道路交通法 第63条の11

すべての自転車利用者は乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。

ヘルメット着用のポイント

- ◆ サイズはあっていますか？
- ◆ 深くかぶれていますか？
おでこが隠れて、眉のラインと同じくらい
- ◆ あご紐は締めていますか？
指が1～2本入るように調整

乗車用ヘルメットは安全基準に適合した製品を選びましょう。



意外と知らない!?



自転車のルールQ&A



なるほど、わかった!



Q 自転車は、どの信号に従えばいいですか?



A

自転車は車両であるため、
車道左側を通行し、
車両用信号機に従います。
交差点では、左折車の巻き込み等に
十分注意して進みましょう!



しかし

通行する場所等により
見る信号が変わります。

A

次の場合は、**歩行者用信号機**に従います。



①歩道を通行し、**横断歩道**を渡るとき



②**標示板**があるとき



「歩行者・自転車専用」の
標示板がある場合には、
歩行者用信号機に
従わなければなりません。



Q スクラブル交差点は
斜め横断できますか?

A

歩行者用信号機に従って
斜め横断することができます。



Q 歩車分離式交差点は
どうやって通りますか?

A

車道を通行している時は
車両用信号機に従い、
歩道を通行している時は
歩行者用信号機に従いましょう。



横断歩道は歩行者最優先です。歩行者がいる場合には自転車から降りて渡りましょう。



Q 道路にあるこの標識は何ですか?



A

この標識があるところでは、
**自転車は乗車して通ることが
できません**。自転車から降りて
歩行者として通らしましょう。



Q 道路の左端にある
この路面表示は何ですか?



Q 道路にあるこの標識は何ですか?



A

この標識が設けられている
道路では、**普通自転車**はその**専用通行帯**を
通行しなければなりません。
※逆走となる右側通行はできません。



A

自転車通行位置を示し、
ドライバーに**注意喚起**する役割があります。

自転車



必ず矢羽根の上を走行しなければ
ならないわけではありません。

自動車



矢羽根上の走行が禁止されている
わけではありません。



Q 最近**電動アシスト自転車**
を買ったんですが、
何か気をつけることは
ありますか?



**停止時はブレーキを
かけましょう。**

不用意にペダルに足を乗せると
動き出してしまう。



A

電動アシスト自転車は、こぎ始めが
軽くて、坂道や重い荷物をのせても
走りやすいので利用者が増え、
近年**交通事故が増加**している傾向にあります。
以下の事に注意して、安全に電動アシスト自転車
を利用してください。



急発進に注意しましょう。

片足でペダルをこぎながらサドルにまたがる
けんけん乗りは転倒の危険があります。

スピードの出しすぎに注意しましょう。

急ブレーキや飛び出しを防ぐため、早めにブレーキをかけましょう。